

2014年8月21日

加盟団体スポーツ仲裁規則改正 新旧対照表

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

現行	改正案
加盟団体スポーツ仲裁規則 別表	
別表 1 第3条第1項に定める「競技団体」は以下のものとする。 公益財団法人日本オリンピック委員会 公益財団法人日本体育協会	別表 1 第3条第1項に定める「競技団体」は以下のものとする。 公益財団法人日本オリンピック委員会 公益財団法人日本体育協会 <u>公益財団法人日本障がい者スポーツ協会</u> <u>日本パラリンピック委員会</u>
附則 この規則は、2013年8月19日から施行し、同年6月27日に遡って適用する。 附則 2 この規則は、2014年4月1日から施行する。 附則 3 この規則は、2014年4月10日から施行し、同月1日に遡って適用する。	附則 この規則は、2013年8月19日から施行し、同年6月27日に遡って適用する。 附則 2 この規則は、2014年4月1日から施行する。 附則 3 この規則は、2014年4月10日から施行し、同月1日に遡って適用する。 <u>附則 4</u> <u>この規則は、2014年8月21日から施行し、同年4月1日に遡って適用する。</u>